

出雲市止水板設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、降雨による浸水被害を軽減するため、止水板を設置する者に対して、その設置に要する経費の一部を予算の範囲内で止水板設置補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、出雲市補助金等交付規則(平成17年出雲市規則第38号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 止水板 建物等の出入口等に設置して浸水を防除する設備であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- ア 浸水に耐え得る材質であること。
- イ 取外し又は移動が可能であること。
- ウ 繰り返しの使用が可能であること。
- エ 市販されている既製品であること。

(2) 対象建築物 住宅、マンション、店舗、事務所等であって、使用に供しているもの(これらに附属する駐車場を含む。)をいう。

(対象区域)

第3条 補助金の交付対象となる区域は、過去に浸水被害が発生したところで、市長が指定する区域とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 止水板の購入
- (2) 止水板の設置に必要な工事
- (3) 止水板の効果を得るために必要な関連工事

2 補助金の交付決定前に着手したものは、補助対象としない。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、対象区域内にある対象建築物の所有者又は使用者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象としない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人その他国又は地方公共団体の設立、出資等に係る法人
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにそれらと密接な関係を

有する者

(4) 営利を目的として対象建築物に止水板を設置しようとする者

(補助金の交付の制限)

第6条 補助金の交付は、同一の対象建築物について1回のみとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第7条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、第4条第1項各号に規定する補助対象事業の実施経費とする。ただし、次の各号に掲げるものは、補助対象経費としない。

(1) 第4条第1項第1号の事業に係る止水板の購入代金以外の費用

(2) 第4条第1項第2号及び第3号の事業を自ら行う場合に要する費用

2 前項の補助対象経費は、申請者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合に限り、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(1) 個人事業者ではない個人

(2) 消費税法(昭和63年法律第108号)における納税義務者とならない事業者

(3) 免税事業者

(4) 簡易課税事業者

(5) 消費税法別表第3に掲げる法人

3 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額で50万円を上限とする。ただし、得られた額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業の着手前に、出雲市止水板設置補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請地の位置図

(2) 止水板設置場所の平面図

(3) 止水板構造図(仕様書、パンフレット等)

(4) 見積書

(5) 対象建築物の所有者又は使用者であることが確認できる書類(登記事項証明書、賃貸借契約書等)

(6) 止水板を設置しようとする場所の写真

(7) 市税の滞納がない証明書

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地確認により、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうかを調査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付の決定をし、その旨を出雲市止水板設置

補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(事業の変更等)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更するとき、又は事業を廃止しようとするときは、出雲市止水板設置補助金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する軽微な変更とは、次に掲げるものとする。

- (1) 補助の目的達成に支障を来すことのない事業計画の変更
- (2) 補助金の額の変更を伴わない補助事業の経費の増額又は減額の変更
- (3) 補助金の額の20パーセント以内の減額の変更

(実績報告)

第11条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、速やかに出雲市止水板設置補助金実績報告書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設置の完了が分かる写真
- (2) 支払ったことが分かる書類(領収書、振込が分かる書類等)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告の提出を受け、その内容を審査した結果、補助金の交付が適当と認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、出雲市止水板設置補助金確定通知書(様式第5号)により申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。この場合において、請求書の提出を省略するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が規則第14条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 正当な理由がなく、補助事業を著しく遅延し、完了の見込みがないと認められるとき。
- (2) 補助事業によって取得した止水板を、市長の承認を受けずに補助金の交付目的以外に使用し、担保に供し、譲渡し、交換し、又は貸し付けをしたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を出雲市止水板設置補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が、前条第1項の規定による補助金の取消しを受けた場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(止水板の管理及び書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業によって取得した止水板を良好に維持管理し、及び適正

に保管しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。